



破砕業者でエアバッグ類未処理 による作動事故が発生しました



ご注意ください



破砕業者、指定引取場所、再資源化施設等で
エアバッグ類の未処理による事故が
発生した場合、排出業者である解体業者には、
『解体業者の再資源化実施義務等違反
(法16条)』及び『業務上過失傷害等の
刑事罰』が科せられる事があります。

平素はエアバッグ類の適正処理にご尽力いただきまして、
ありがとうございます。

今般、破砕業者の手選別工程にて未処理エアバッグ類が
作動するという事故が発生しました。

※過去にも同様の事故発生あり

解体業者の皆様方におかれましては、今一度エアバッグ類
の処理が確実に実施されているか再確認頂き、次工程への
搬出時に未処理エアバッグ類がないことを徹底頂きますよう
お願いいたします。